

○対内直接投資等の届出制 関係条文

<p>外国為替及び外国貿易法</p>	<p>対内直接投資等に関する政令</p>	<p>対内直接投資等に関する命令等</p>
<p>(対内直接投資等の届出及び変更勧告等) 第二十七条 外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五及び第九章において同じ。）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十条の二第二項及び第七十条第一項において同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。</p> <p>2～14 (略)</p>	<p>(対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等) 第三条 (略) 2 法第二十七条第一項に規定する審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する対内直接投資等とする。 一・二 (略) 三 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定による財務大臣の指定に係る資本取引に当たっておそれがあるものとして主務省令で定める対内直接投資等</p> <p>3～14 (略)</p>	<p>(対内直接投資等の届出等) 第三条 (略) 2～5 (略) 6 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。 7～9 (略)</p> <p>● 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号） 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号） 第三条第六項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。</p> <p>一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する外国投資家（イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若し</p>

くはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているものに限る。以下「イラン関係者」という。）により行われる、次に掲げる行為

イ 法第二十六条第二項第一号及び第三号に該当する行為のうち、会社（国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十九号）で定めるものをいう。以下「安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種」という。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の取得

ロ 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十七項に規定する株式への一任運用をいう。）であつて、同条第十六項第三号イ及びロに掲げる要件を満たすもの

二 法第二十六条第二項第二号に該当する行為のうち、非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者に対する譲渡